第106回
定時株主総会招集ご通知

日 時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

場 所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

議 案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

招集ご通知…… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 20
計算書類…… 28
監査報告書…… 34
株主総会参考書類…… 40

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

三ツ星ベルト株式会社

証券コード　5192

株主各位

（証券コード 5192）
2021年６月８日

神戸市長田区浜添通４丁目１番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長　垣　内　　一

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社　神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第106期（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第106期（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.mitsuboshi.com/ ）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により企業収益の大幅な低下や雇用環境の悪化が続きましたが、感染対策を行いながら徐々に経済活動を戻していくなか、業種格差はありますが、生産や個人消費に持ち直しの動きが見られました。

海外経済については、いち早く景気回復した中国にけん引され、下期にかけてグローバルに需要の回復が見られました。

このような環境のもと、当社グループは感染防止対策に注力するとともに、従業員の身の安全と雇用維持ができるよう努める一方、売上高と利益の確保も最大限図れるよう、活動してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高64,862百万円（前連結会計年度比8.7％減）、営業利益4,968百万円（前連結会計年度比31.9％減）、経常利益5,759百万円（前連結会計年度比24.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,066百万円（前連結会計年度比25.6％減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車用ベルトは、組み込みライン用や純正補修向けの販売はユーザーの生産回復に伴って増加傾向にあるものの、期間前半の落ち込みが大きいことから、売上高が減少しました。また、一般産業用ベルトや搬送ベルト、合成樹脂素材についても、期間を通じて国内企業の生産活動が低調であったことから、売上高が減少いたしました。

その結果、当事業の売上高は24,777百万円（前連結会計年度比9.1％減）、営業利益は4,762百万円（前連結会計年度比26.6％減）となりました。

【海外ベルト事業】

海外ベルト事業においては、年度当初に各国が実施したロックダウンにより経済活動が停滞したことから、当事業全体の売上高は期間累計では減少しました。しかしながら、第３四半期以降、自動車用ベルトは米国や中国において需要の回復がみられ、年度当初に比べ大幅に受注が増加しました。また、一般産業用ベルトは、中国や東南アジアにおいて農業機械向けの需要が回復し通期では増加となりました。一方、ＯＡ機器用ベルトはオフィス向け機器の生産が減少した影響により売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は29,611百万円（前連結会計年度比8.9％減）、営業利益は2,735百万円（前連結会計年度比20.6％減）となりました。

【建設資材事業】

建築部門は屋上防水改修工事の発注や進捗が遅れたことに加え、土木部門では廃棄物処分場などの工事物件の減少や規模縮小の影響により売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は5,747百万円（前連結会計年度比16.4％減）、営業利益は291百万円（前連結会計年度比11.7％増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、金属ナノ粒子を応用した新製品、仕入商品等が含まれております。

その他の売上高は4,726百万円（前連結会計年度比7.0％増）、営業利益は123百万円（前連結会計年度比123.4％増）となりました。

（事業別売上高・営業利益）

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	24,777	29,611	5,747	4,726	64,862	－	64,862
営業利益	4,762	2,735	291	123	7,913	△2,945	4,968

（注）１．売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。
２．営業利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2．設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、ユーザニーズに対応できる供給体制の構築を目的として、ベルト製造設備の増設を行うとともに、試験設備の増強、ＩＴシステムの整備、国内外における老朽化設備の更新など、総額3,669百万円の設備投資を自己資金で実施いたしました。

3．対処すべき課題

当社グループでは、原材料コストの高騰やアジア諸国での人件費の増加、為替変動の影響に加え、新型コロナウイルスの感染に伴う景気悪化により収益の圧迫が懸念されますが、このような状況に対応するため、当社グループ全体で一段と経営の効率化とコスト削減に取り組むとともに、柔軟な生産体制の確立と販売体制の強化並びに強固な財務体質づくりを推進いたします。また、CO_2排出量の削減、自動車の電動化などの社会、産業界のニーズに対応できる「高機能、高精密、高品質な製品づくり」を目指すため、引き続き研究開発体制の強化・充実を図り、業績の確保に努めてまいる所存であります。

4．財産及び損益の状況の推移

区　　分	第103期 (2018年３月期)	第104期 (2019年３月期)	第105期 (2020年３月期)	第106期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　　上　　高 (百万円)	69,594	72,002	71,051	64,862
経　　常　　利　　益 (百万円)	8,808	8,945	7,659	5,759
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,252	6,157	5,464	4,066
１株当たり当期純利益	206円65銭	203円50銭	183円61銭	139円84銭
総　　資　　産 (百万円)	95,802	102,814	101,154	108,063
純　　資　　産 (百万円)	68,348	72,419	71,953	78,264
１株当たり純資産額	2,258円96銭	2,393円66銭	2,474円56銭	2,691円63銭

(注) １．「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
３．2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。第103期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高

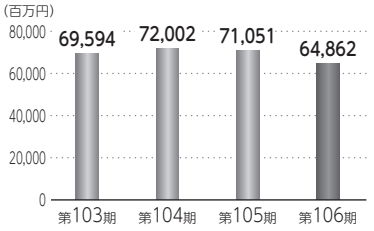

■ 経常利益

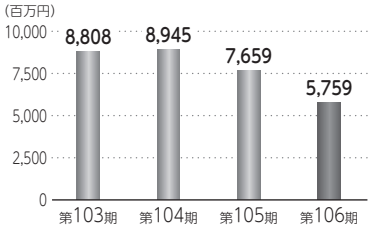

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

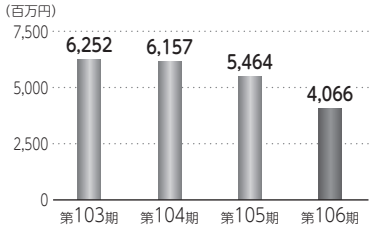

■ １株当たり当期純利益

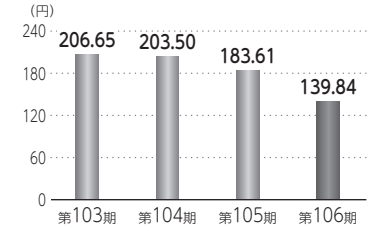

■ 総資産 / 純資産

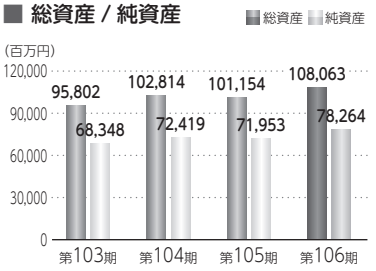

■ １株当たり純資産額

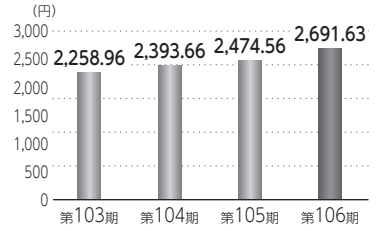

5．重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション	30,000千 米ドル	% 100.0	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000千 タイバーツ	直接所有 94.92 間接所有 5.08	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,000千 米ドル	直接所有 68.9 間接所有 31.1	ベルトの製造、販売並びに海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	1,050,000千 インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000千 米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー	4,184千 ユーロ	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト技研㈱	百万円 400	100.0	生産システムの開発、試作
ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア	3,000千 米ドル	直接所有 99.67 間接所有 0.33	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト販売㈱	百万円 98	100.0	ベルト、その他ゴム製品及び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

（注）ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッドは、当連結会計年度において150,000千インドルピーの増資を行いました。

6．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、ＯＡ機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
海外ベルト事業	
建設資材事業	建築用防水シート・土木用遮水シート及び関連製品
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、その他

7．主要拠点等（2021年３月31日現在）

当社	本社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営業所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事業所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子会社	国内	・三ツ星ベルト技研㈱（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣㈱（東京都中央区）
	海外	・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8．従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）数
国内ベルト事業	1,200 人	44 人
海外ベルト事業	2,493	△26
建設資材事業	64	2
その他	293	△21
全社（共通）	221	△5
合計	4,271	△6

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

9．主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱三菱UFJ銀行	1,750 百万円
㈱三井住友銀行	888
㈱中国銀行	380

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　130,000,000株

２．発行済株式の総数　　32,604,198株（自己株式 3,527,373株を含む。）

３．株　　主　　数（前期末比 61名減）　4,571名

４．大　　株　　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱日本カストディ銀行	3,047 千株	10.48 %
日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,757	6.05
㈱三菱ＵＦＪ銀行	1,170	4.02
星友持株会	966	3.32
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	800	2.75
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	760	2.62
三井物産㈱	750	2.58
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	686	2.36
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	650	2.24
三ツ星ベルト社員持株会	635	2.19

（注）１．当社は自己株式3,527,373株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
３．上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
㈱日本カストディ銀行　3,047千株
日本マスタートラスト信託銀行㈱　1,757千株

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長（社長執行役員）		垣内　一
取締役（専務執行役員）	研究・製品開発部門担当、安全環境管理部担当、品質保証本部担当 ㈱神鋼環境ソリューション社外取締役	山口良雄
取締役（専務執行役員）	産業資材事業部門技術部門担当	中嶋正仁
取締役（上席常務執行役員）	産業資材事業部門営業部門担当	片山　孝
取締役（常務執行役員）	経営企画室長、総務部担当	池田　浩
取締役	神戸大学大学院経済学研究科教授	宮尾龍蔵
取締役	石油連盟専務理事、㈱石油産業技術研究所取締役	奥田真弥
監査役（常勤）		増田健吉
監査役		奥島吉雄
監査役	東京医療保健大学医療保健学部客員教授	辻　泰弘
監査役	㈱神戸製鋼所嘱託、神鋼アルミ線材㈱監査役、神鋼メタルプロダクツ㈱監査役、ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー㈱監査役	田中　純

（注）１．取締役宮尾龍蔵及び取締役奥田真弥の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役辻泰弘及び監査役田中純の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役宮尾龍蔵及び取締役奥田真弥の両氏、並びに監査役辻泰弘及び監査役田中純の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．2020年６月26日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって黒野正治及び橋本正幸の両氏が任期満了により監査役を退任し、奥田真弥氏が辞任により監査役を退任しました。
５．2020年６月26日開催の第105回定時株主総会において、奥田真弥氏が新たに取締役に、増田健吉、辻泰弘、田中純の３氏が新たに監査役に、それぞれ選任され、就任しました。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員		羽村　健
常務執行役員	情報システム部長兼法務部長、名古屋地区担当	佐々木　孝
常務執行役員	産業資材管理統括部長	又場　敬司
常務執行役員	人事部長	倉本　信二
常務執行役員	建設資材事業部長	下村　徹
常務執行役員	産業資材生産管理センター長、財務部担当	熊﨑　敏美
常務執行役員	購買部長	石田　和利
執行役員	四国地区担当、三ツ星ベルト技研㈱取締役社長	竹田　和浩
執行役員	経営企画室社長室長	高田　俊通
執行役員	産業資材営業第１事業部長	森田　直嗣
執行役員	エンジニアリング事業部長	永田　昭裕
執行役員	産業資材管理統括部事業企画担当部長	西河　伸恭
執行役員	産業資材製品技術第２部長	出口　勲
執行役員	東京総務統括部長、東京地区担当	松井　優

２．取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（当社における「取締役の報酬等に関する支給基準内規」を示し、以下、決定方針という）については、その原案を、経営陣の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した「人事・報酬諮問委員会」（委員３名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする任意の諮問委員会）に諮問し、その答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、その総額が株主総会において定められた金額の範囲内とならなければならないものとし、個々の取締役の報酬等を決定するにあたっては、株主総会において定められた金額の範囲内で、前記の「決定方針」にて定めた「支給基準表」に従い、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した適正な水準とすることを、「基本方針」としております。

「取締役の報酬等」については、基本報酬（金銭報酬）としての基本給・職位給・業績考慮部分により構成するものとし、「社外取締役の報酬等」については、その職責・職務等に鑑み、基本報酬（金銭報酬）としての基本給のみで構成しております。

その他には、「報酬等の支給時期・支給方法等」・「滞在費・旅費」・「報酬等の減額措置」に関する事項を定めております。

ハ　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、前記の「決定方針」の下、取締役会に付議した後に、取締役社長にて決定されているものであり、また、この運用実績・方法に関しても、人事・報酬諮問委員会及び取締役会において確認等されていることから、当該「決定方針」に沿うものであると判断しております。

②　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、2021年２月開催の取締役会にて決議した「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（当社における「取締役の報酬等に関する支給基準内規」を示し、以下、決定方針という）に基づき、その報酬額の算出の委任を受けた取締役社長垣内一氏が決定することとしております。

当該権限を取締役社長に委任した理由としては、取締役社長が当社グループを取り巻く環境や当社グループの経営状況等を最も熟知しており、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した総合的な評価ができると判断したものであります。

取締役会から委任を受けた取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の額を決定するにあたっては、株主総会決議に従うことを前提として、前記の「決定方針」に基づき取締役会に付議され、また、この運用実績・方法に関しても人事・報酬諮問委員会及び取締役会において確認等されていることから、この取締役社長の権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	対象人員	報酬等の総額
取締役	7 名	202 百万円
監査役	7 名	31 百万円
合計	14 名	234 百万円

（注）１．上記のうち、社外取締役２名及び社外監査役４名（退任監査役２名を含む）に対する報酬等の総額は22百万円であります。
２．上記には、2020年６月26日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役３名（うち社外監査役２名）に対する報酬等の額を含んでおります。
３．業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。
４．取締役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第89回定時株主総会において、月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役０名）です。
５．監査役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第89回定時株主総会において、月額７百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役２名）です。

3．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮　尾　龍　蔵	(1) 取締役会への出席状況　　出席率は100%（14／14回）であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に経済学者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	奥　田　真　弥 (2020年6月26日就任)	(1) 取締役会への出席状況　　出席率は100%（11／11回）であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に経営者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	辻　　泰　弘 (2020年6月26日就任)	(1) 取締役会への出席状況　　出席率は100%（11／11回）であります。 (2) 監査役会への出席状況　　出席率は100%（10／10回）であります。 〔主な活動状況〕 主に国政に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	田　中　　純 (2020年6月26日就任)	(1) 取締役会への出席状況　　出席率は100%（11／11回）であります。 (2) 監査役会への出席状況　　出席率は100%（10／10回）であります。 〔主な活動状況〕 主に長年監査業務に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅳ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	40 百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40 百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の内容

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容は、以下のとおりであります。（最終改定　2015年４月28日）

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的に実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

2．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の運用状況の概要

2020年４月１日以降2021年３月31日までの期間の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員・従業員が遵守するべきルールとして“三ツ星ベルトグループ行動基準”を定めており、その周知徹底を図るとともに、当社においては、2015年５月１日に社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進してまいりました。2020年度も、同委員会において、2020年度の当社の重大コンプライアンスリスクを特定し、それぞれの重大コンプライアンスリスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大コンプライアンスリスクの決定」及び「各重大コンプライアンスリスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大コンプライアンスリスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2021年度の同委員会を中心とするコンプライアンス推進活動に反映させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける体制をとり、運用しております。

また、社外の弁護士事務所を窓口とする国内子会社を含む通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置しており、その周知徹底を図ることによって、すべての国内の当社グループの役員又は従業員の法令・定款違反若しくはそのおそれ等について、早期発見と是正による自浄解決を図っております。

反社会的勢力の排除については、不当要求防止責任者を設置するとともに、従来より継続して、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社法及び「文書管理規程」等に基づき、全取締役会の議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を行いました。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2015年５月１日に社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進してまいりました。2020年度も、同委員会において、当社の重大リスクを特定し、それぞれの重大リスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大リスクの決定」及び「各重大リスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大リスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2021年度の同委員会を中心とするリスク管理活動に反映させております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来より、執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にしております。

また、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年６月に見直すことにより効率的執行を図っております。また、従来より「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとり、運用しております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。また、監査部は、当社及び当社の子会社について、年間監査計画を作成し、同計画に従い往査を実施しました。また、計画外であっても往査を必要と認めた場合は往査を行いました。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して評価対象を選定し、各社における全社的な内部統制の評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に毎月度経営報告書を提出させることにより、各子会社の損益状況と問題点を当社に報告させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告をさせております。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべきものとしており、かかる規程に沿って運用しております。また、同規程に基づき、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告させております。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の方針に基づき、各子会社は2020年度の各社の損益計画を2020年３月開催の当社取締役会において承認を得た上で、2020年度の経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリングを行っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

従来より、常勤監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を選定しておりましたが、監査役会の要請に基づき、2021年１月１日に監査役室を設置し、兼務の補助使用人を明確にしております。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役室（補助使用人）は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。また、監査役室（補助使用人）の人事評価について、監査役の意見を聴取の上考慮されております。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社監査役の取締役会への出席及び社内重要会議への出席、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行っております。

また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告するとともに、当社の監査役からの個別の要請に応じて、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、従業員は、業務執行に関する事項について当社監査役に個別に報告を行っております。

さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を「三ツ星ヘルプライン利用規程」に基づき運用しております。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて、同規程の費用処理の手続に従い、処理しております。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の３者間で意見交換を図っております。

（注）本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**68,751**	**流動負債**	**19,658**
現金及び預金	33,771	支払手形及び買掛金	8,716
受取手形及び売掛金	15,938	短期借入金	2,325
商品及び製品	12,944	１年内返済予定の長期借入金	900
仕掛品	2,014	未払金	2,264
原材料及び貯蔵品	3,364	未払法人税等	681
その他	825	賞与引当金	886
貸倒引当金	△107	その他	3,884
固定資産	**39,312**	**固定負債**	**10,141**
有形固定資産	**23,511**	長期借入金	1,800
建物及び構築物	6,375	繰延税金負債	4,823
機械装置及び運搬具	8,611	退職給付に係る負債	1,999
工具器具及び備品	2,159	役員退職慰労引当金	26
土地	3,943	資産除去債務	367
リース資産	1,318	その他	1,125
建設仮勘定	1,103	**負債合計**	**29,799**
無形固定資産	**1,149**	**純資産の部**	
ソフトウェア	1,090	**株主資本**	**70,241**
その他	59	資本金	8,150
投資その他の資産	**14,650**	資本剰余金	2,111
投資有価証券	13,245	利益剰余金	65,768
繰延税金資産	1,029	自己株式	△5,788
その他	393	**その他の包括利益累計額**	**8,023**
貸倒引当金	△18	その他有価証券評価差額金	7,983
		為替換算調整勘定	247
		退職給付に係る調整累計額	△207
		純資産合計	**78,264**
資産合計	**108,063**	**負債純資産合計**	**108,063**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 （自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**64,862**
売上原価		**45,868**
売上総利益		**18,993**
販売費及び一般管理費		**14,025**
営業利益		**4,968**
営業外収益		
受取利息及び配当金	426	
その他	697	**1,123**
営業外費用		
支払利息	59	
その他	273	**332**
経常利益		**5,759**
特別利益		
投資有価証券売却益	97	**97**
税金等調整前当期純利益		**5,857**
法人税、住民税及び事業税	1,876	
法人税等調整額	△85	**1,791**
当期純利益		**4,066**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,066**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日期首残高	8,150	2,111	63,272	△5,788	67,745
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,570		△1,570
親会社株主に帰属する当期純利益			4,066		4,066
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動		△0	0		−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	−	△0	2,496	△0	2,495
2021年３月31日期末残高	8,150	2,111	65,768	△5,788	70,241

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年４月１日期首残高	5,669	△1,294	△166	4,207	71,953
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,570
親会社株主に帰属する当期純利益					4,066
自己株式の取得					△0
連結範囲の変動					−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,313	1,542	△41	3,815	3,815
連結会計年度中の変動額合計	2,313	1,542	△41	3,815	6,310
2021年３月31日期末残高	7,983	247	△207	8,023	78,264

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）
１．連結の範囲に関する事項
（1）連結子会社の数21社
主要な連結子会社の名称
主要な連結子会社は、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー、三ツ星ベルト技研㈱、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、三ツ星ベルト販賣㈱、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。
（2）非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社は、ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドであります。
（3）非連結子会社について連結の範囲から除いた理由
総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれが小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項
非連結子会社（ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドほか）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項
（1）重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの……移動平均法による原価法
② デリバティブ……時価法
③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法
（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。
また、在外連結子会社については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　10～50年
機械装置及び運搬具　３～10年

② 無形固定資産
定額法
③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
③ 役員退職慰労引当金……連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息
③ ヘッジ方針
リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。
④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
① 退職給付に係る会計処理の方法
イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。
ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
ハ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。
③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1．工事進行基準による収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　1,324百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による工事収益の認識は、決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする原価比例法により算定しております。

工事原価総額の見積りについては、過去の実績を基礎として材料単価・施工費等を見積り、工事原価総額の重要な変更があった場合には、見積りを修正し、その影響額が信頼性をもって見積もることが可能となった連結会計年度に認識しております。

工事契約の着手後に判明する事実の存在や現場の状況の変化によって作業内容等が変更され、工事完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りには不確実性を伴うものであるため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社であるミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッドは、過年度から継続して営業活動による収益性が低下していることから減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、同社が保有する有形固定資産（帳簿価額合計646百万円）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候があると判断した資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しており、その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された５か年の事業計画、及び事業計画後の将来キャッシュ・フローの見積りを用いております。５か年の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローは、インド国内における安定・継続した受注による営業収益の拡大と、増加する受注を支える継続的な製造生産能力の拡大を基礎とし、翌年１年間は新型コロナウイルス感染拡大の影響が概ね昨年度と同様に発生すると仮定して見積もっております。また、事業計画後の将来キャッシュ・フローは、５か年の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎として、市場の平均成長率に、長期間の見積りには不確定要素が大きいことから一定の未達リスクを加味して算定しております。

このような将来キャッシュ・フローの見積りについては、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難でありますが、第３四半期以降需要の回復がみられることから、翌連結会計年度以降に重要な影響はないと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、連結計算書類作成時に入手可能な情報等に基づき会計上の見積りを行っておりますが、上記の仮定に変更が生じた場合には、損益に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表関係）
有形固定資産の減価償却累計額　　70,887百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	32,604,198株	－	－	32,604,198株

2．配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	785百万円	27円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月9日 取締役会	普通株式	785百万円	27円	2020年9月30日	2020年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	872百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月30日

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。
デリバティブ取引は、主として、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
	百万円	百万円	百万円
（1）現金及び預金	33,771	33,771	－
（2）受取手形及び売掛金	15,938	15,938	－
（3）投資有価証券	13,076	13,076	－
資　産　計	62,786	62,786	－
（1）支払手形及び買掛金	8,716	8,716	－
（2）短期借入金	2,325	2,325	－
（3）長期借入金	2,700	2,707	7
負　債　計	13,741	13,749	7
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金（１年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債（3）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額85百万円）及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額83百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額　　2,691円63銭

２．１株当たり当期純利益　　139円84銭

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**38,670**	**流動負債**	**26,828**
現金及び預金	17,325	支払手形	1,037
受取手形	2,265	買掛金	9,670
売掛金	13,498	短期借入金	2,303
商品及び製品	2,960	1年内返済予定の長期借入金	900
仕掛品	554	未払金	1,458
原材料及び貯蔵品	512	未払費用	543
短期貸付金	879	未払法人税等	163
その他	748	預り金	8,717
貸倒引当金	△75	賞与引当金	390
固定資産	**46,261**	設備関係支払手形	228
有形固定資産	**13,465**	その他	1,414
建物	4,427	**固定負債**	**5,928**
構築物	246	長期借入金	1,800
機械及び装置	3,034	繰延税金負債	3,350
車両運搬具及び工具器具備品	1,619	その他	777
土地	3,610	**負債合計**	**32,756**
建設仮勘定	526	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,120**	**株主資本**	**44,182**
ソフトウェア	1,080	資本金	8,150
その他	40	資本剰余金	2,037
投資その他の資産	**31,675**	資本準備金	2,037
投資有価証券	13,092	その他資本剰余金	0
関係会社株式	17,379	利益剰余金	39,783
長期貸付金	1,000	その他利益剰余金	39,783
その他	224	価格変動準備金	150
貸倒引当金	△20	海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	635
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	36,720
		自己株式	△5,788
		評価・換算差額等	**7,992**
		その他有価証券評価差額金	7,992
		純資産合計	**52,175**
資産合計	**84,931**	**負債純資産合計**	**84,931**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**36,520**
売上原価		**29,340**
売上総利益		**7,179**
販売費及び一般管理費		**6,805**
営業利益		**374**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,389	
その他	1,598	**4,987**
営業外費用		
支払利息	80	
その他	776	**856**
経常利益		**4,505**
特別利益		
投資有価証券売却益	97	
抱合せ株式消滅差益	255	**353**
税引前当期純利益		**4,859**
法人税、住民税及び事業税	646	
法人税等調整額	△149	**496**
当期純利益		**4,363**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書 （自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					価格変動準備金	海外投資等損失準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
2020年4月1日期首残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	666	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△31	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△31	－
2021年3月31日期末残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	635	2,019

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2020年4月1日期首残高	33,896	36,990	△5,788	41,389	5,690	5,690	47,080
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	31	－		－			－
剰余金の配当	△1,570	△1,570		△1,570			△1,570
当期純利益	4,363	4,363		4,363			4,363
自己株式の取得			△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					2,302	2,302	2,302
事業年度中の変動額合計	2,824	2,793	△0	2,792	2,302	2,302	5,094
2021年3月31日期末残高	36,720	39,783	△5,788	44,182	7,992	7,992	52,175

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）
１．資産の評価基準及び評価方法
（1）有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
・時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの……移動平均法による原価法
（2）デリバティブ……時価法
（3）たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　10～50年
機械装置及び運搬具　　３～９年
（2）無形固定資産
定額法
（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（2）賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法
（1）ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
（2）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息
（3）ヘッジ方針
リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。
（4）ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5．完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）
工事進行基準による収益認識
（1）当事業年度の計算書類に計上した金額　1,324百万円
（2）会計上の見積りの内容に関する情報
(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）1．工事進行基準による収益認識」の内容と同一であります。

（表示方法の変更）
（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（追加情報）
（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）
新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難でありますが、第３四半期以降需要の回復がみられることから、翌事業年度以降に重要な影響はないと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。
なお、計算書類作成時に入手可能な情報等に基づき会計上の見積りを行っておりますが、上記の仮定に変更が生じた場合には、損益に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）
1．有形固定資産の減価償却累計額　35,848百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権　12,291百万円　長期金銭債権　1,000百万円　短期金銭債務　14,206百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引高	売上高	20,540百万円
	仕入高	11,191百万円
	営業取引以外の取引高	74百万円

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	3,527,018株	355株	－	3,527,373株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	143百万円
関係会社株式	123
賞与引当金	119
資産除去債務	112
その他	215
繰延税金資産小計	714
評価性引当額	△313
繰延税金資産合計	400
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,322
固定資産圧縮積立金	△280
その他	△149
繰延税金負債合計	△3,751
繰延税金負債の純額	△3,350

（関連当事者との取引）

子会社及び関連会社等

種　類	会社の名称等	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	三ツ星ベルト販賣㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売	当社製品の販売(注) 1	百万円 12,216	売掛金	百万円 6,595
				資金の預り (注) 2	百万円 2,495	預り金	百万円 2,654
子会社	三ツ星ベルト技研㈱	所有 直接 100%	当社製品の仕入	当社製品の仕入(注) 1	百万円 2,924	買掛金	百万円 2,010
				資金の預り (注) 2	百万円 4,121	預り金	百万円 3,930
子会社	ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	−	長期貸付金	百万円 1,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社製品の販売及び仕入については、市場価格等を勘案して決定しております。

2．資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）によるものであり、取引金額には期中平均残高を記載しております。

なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。

3．貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。

4．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（1株当たり情報）

1．1株当たり純資産額	1,794円40銭
2．1株当たり当期純利益	150円 6銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2021年５月19日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗原裕幸 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2021年５月19日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗原裕幸 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

三ツ星ベルト株式会社　監査役会

常勤監査役　増　田　健　吉　㊞

監　査　役　奥　島　吉　雄　㊞

社外監査役　辻　　泰　弘　㊞

社外監査役　田　中　　純　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、長期・安定的な経営基盤の確立による株主の皆様への安定的な配当の継続を基本としております。

この基本方針のもと、2021年３月に策定した‘21中期経営計画（2021年度－2023年度）においては、１株当たり配当金54円以上（連結配当性向35％）を目標とすることとしております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針及び当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、下記のとおり１株につき30円（中間配当を含め57円、前期に比べ３円増配）といたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき……金30円

総 額 ……872,304,750円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の運営を柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第26条（取締役会の招集権者および議長）の規定の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者および議長） 第26条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。	（取締役会の招集権者および議長） 第26条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、その招集権者および議長を定める。 2. 前項の招集権者および議長に事故もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役垣内　一、山口良雄、中嶋正仁、片山　孝、池田　浩、宮尾龍蔵の６氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員し、取締役７名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「人事・報酬諮問委員会」の答申に基づき、取締役会にて決議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
1	垣内（かきうち）　一（はじめ） 1947年12月18日生	1970年４月　当社入社 1998年６月　当社取締役 1999年４月　当社管理本部長 2003年９月　当社産業資材事業本部副事業本部長 2003年10月　当社常務執行役員 2007年６月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	89,600株	なし
	【取締役候補者とした理由】 垣内一氏は、当社グループ内で主力製品である伝動ベルトの技術、経営企画等の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、社長就任後は、その広範囲な視点と強いリーダーシップで経営・事業の課題に対して積極的に取り組み、その実行力・決断力を発揮してきました。当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進し、新たな中期経営計画を達成するためにも適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。 なお、同氏の再任が承認された場合は、代表取締役会長として選定する予定です。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
2	山口 良雄（やまぐち よしお） 1950年2月12日生	1975年4月　当社入社 1999年6月　当社取締役（現任） 2003年10月　当社執行役員 2007年3月　当社研究開発本部長 2007年6月　当社常務執行役員 2007年6月　当社安全環境管理部担当 2017年6月　当社上席常務執行役員 2019年4月　当社研究・製品開発部門担当（現任） 2019年6月　当社専務執行役員（現任） 2019年6月　当社品質保証本部担当（現任）	48,800株	なし
	【取締役候補者とした理由】 山口良雄氏は、当社グループ内で研究開発部門の責任者を務めるなど、新商品の開発について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの研究開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。			
3	中嶋 正仁（なかじま まさよし） 1950年6月25日生	1973年4月　当社入社 1999年6月　当社取締役（現任） 2002年4月　当社産業資材事業本部副事業本部長 2003年10月　当社執行役員 2007年6月　当社常務執行役員 2013年4月　当社産業資材事業部門技術統括担当 2017年6月　当社上席常務執行役員 2019年4月　当社産業資材事業部門技術部門担当（現任） 2019年6月　当社専務執行役員（現任）	41,900株	なし
	【取締役候補者とした理由】 中嶋正仁氏は、当社グループ内で主力製品である伝動ベルトの技術部門の責任者を務めるなど、技術関連業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける技術開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
4	池田（いけだ） 浩（ひろし） 1957年7月8日生	1981年4月　当社入社 1999年12月　当社産業資材事業本部営業第2統括部長 2007年7月　ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド出向 2012年4月　当社執行役員 2015年2月　当社社長室長 2016年2月　当社経営企画室長（現任）兼東京総務統括部長 2016年4月　当社常務執行役員（現任） 2019年6月　当社取締役（現任） 2019年6月　当社総務部担当（現任）	10,900株	なし
	【取締役候補者とした理由】 池田浩氏は、当社グループ内で営業部門及び経営企画部門の責任者を務めるなど、営業分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。その広範囲な視点と行動力・リーダーシップ力により、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進し、新たな中期経営計画を達成するためにも適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。 なお、同氏の再任が承認された場合は、代表取締役社長として選定する予定です。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
5	※ 熊﨑 敏美（くまざき としみ） 1957年11月10日生	1981年4月　当社入社 2010年4月　当社産業資材事業本部生産統括部四国地区生産担当部長 2012年1月　当社産業資材事業本部生産統括部長兼管理本部総務部四国工場長 2013年3月　ピー・ティ セイワ インドネシア社長 2015年9月　スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド社長 2017年4月　当社執行役員 2019年10月　当社産業資材生産管理センター長(現任) 2020年4月　当社常務執行役員(現任) 2020年6月　当社財務部担当(現任)	9,800株	なし
	【取締役候補者とした理由】 熊﨑敏美氏は、当社グループ内で生産部門・財務部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、生産分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける更なる生産体制の合理化・効率化のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者としました。			
6	※ 又場 敬司（またば けいじ） 1962年11月20日生	1987年4月　当社入社 2005年7月　上海共星機帯国際貿易有限公司総経理 2013年9月　当社産業資材海外事業強化室長(営業統括) 2014年4月　当社執行役員 2015年12月　当社産業資材管理統括部長(現任) 2016年4月　当社常務執行役員(現任)	5,600株	なし
	【取締役候補者とした理由】 又場敬司氏は、当社グループ内で営業部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、営業分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの収益拡大及び当社製品の新たな需要の創造のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
7	宮尾 龍蔵（みやお りゅうぞう） 1964年7月3日生	1989年11月　神戸大学経済経営研究所助手 2003年4月　神戸大学経済経営研究所教授 2010年3月　日本銀行政策委員会審議委員 2015年3月　東京大学大学院経済学研究科教授 2015年6月　当社取締役（現任） 2020年4月　神戸大学大学院経済学研究科教授（現任） 〔重要な兼職の状況〕 神戸大学大学院経済学研究科教授	1,600株	なし
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮尾龍蔵氏は、経済学者として金融・マクロ経済分析に精通しており、また、日本銀行政策委員会審議委員を５年間務められるなど金融政策に関する見識やグローバルな観点からの経営的見識を有しており、当社社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。 また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．※印は新任候補者であります。
２．宮尾龍蔵氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
３．宮尾龍蔵氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって６年となります。
４．当社は、宮尾龍蔵氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を塡補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2020年６月26日開催の第105回定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤一郎氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、監査役の員数が欠けた場合における監査業務の継続性を維持するため、社外監査役辻泰弘氏及び田中純氏の補欠の社外監査役として、１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
加藤（かとう） 一郎（いちろう） 1955年４月１日生	1983 年 ４月　弁護士登録 1983 年 ４月　小堀合同法律事務所（現 村田・加藤・小森法律事務所）入所、現在に至る	0株	なし
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 加藤一郎氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を有しており、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を補欠の社外監査役候補者としました。			

（注）１．加藤一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

２．加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

３．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を塡補することとしております。加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第５号議案　取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2004年６月29日開催の当社第89回定時株主総会において、月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただき現在に至っております。

今般、その後の経済情勢や経営環境の変化を勘案し、わが国におけるコーポレート・ガバナンスの考え方も取り入れつつ、当社の取締役が、当社の中期経営計画等の実現に向けて意欲高く取り組み、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める報酬制度とする目的から、取締役の報酬額を改定すること、また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役の報酬額を現行の月額による定めから年額による定めに改めるとともに年額540百万円以内（うち社外取締役40百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること、また、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、上記報酬額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額180百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、報酬額の改定及び譲渡制限付株式の割当ては、上記の事情を総合的に勘案しつつ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する当社の人事・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ当社取締役会で決定しており、本議案をご承認いただいた場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後述【ご参考】(2)欄に記載の内容に変更する予定ですが、当社の人事・報酬諮問委員会からも、本議案の内容は、変更する予定の当該方針にも沿うもので妥当との意見をいただいております。また、下記２．に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.37％とその希釈化率は軽微であります。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役２名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み
　当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。
　なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。
　また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数
　当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数120,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。
　ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容
　譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容
　譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得
　当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
　また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除
　当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
　ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い
　当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
　この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

【ご参考】

(1) 当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び理事に対し、割り当てる予定です。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要
　「取締役の報酬等」は、その総額が株主総会において定められた金額の範囲内（2021年６月29日開催の定時株主総会における決議に基づく年額540百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）を示すものとし、この範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額180百万円以内として設定する）とならなければならないものとし、個々の「取締役の報酬等」を決定するにあたっては、前記の金額の範囲内で、人事・報酬諮問委員会の審議・決定を経て、取締役会にて決議された「支給基準表」に従い、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した適正な水準とすることを、「基本方針」とする。
　「取締役の報酬等」については、基本報酬（金銭報酬）としての基本給・職位給・業績考慮部分及び基本報酬（株式報酬）としての譲渡制限付株式により構成するものとし、「社外取締役の報酬等」については、その職責・職務等に鑑み、基本報酬（金銭報酬）としての基本給のみで構成する。
　その他には、「報酬等の支給時期・支給方法等」・「滞在費・旅費」・「報酬等の減額措置」に関する事項を定める。

以　上

第106回
定時株主総会

会場ご案内略図

《 株主総会 会場 》

神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号

当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール

電話：078-671-5071（代表）

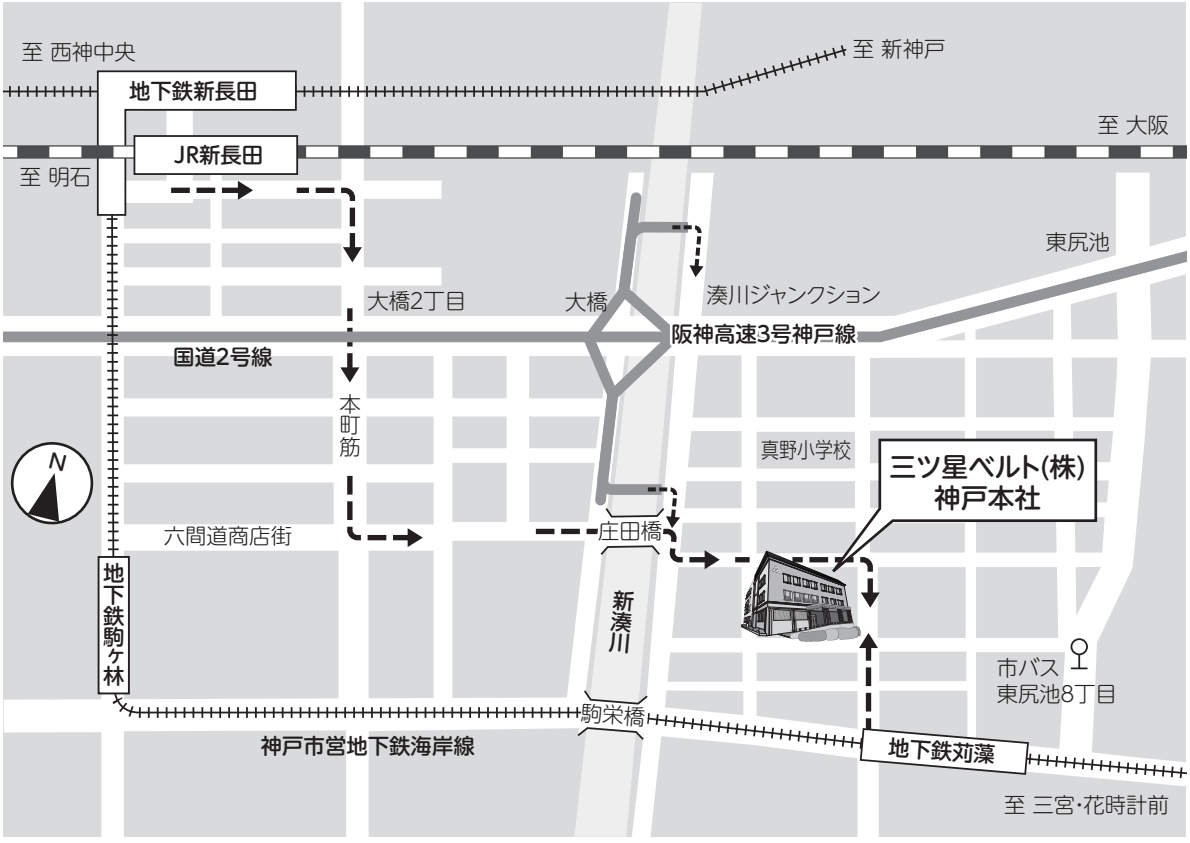

交通のご案内

- 「地下鉄海岸線苅藻」駅から徒歩約３分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

UD FONT